

三鷹市生涯学習審議会条例

(目的及び設置)

第1条 市民の社会教育を含む生涯学習の振興と施策の総合的な推進を図るため、市長の附属機関として、三鷹市生涯学習審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、又は必要な意見を述べることができる。

- (1) 生涯学習計画に関すること。
- (2) 生涯学習施策の基本的なあり方に関すること。
- (3) 生涯学習関係機関及び団体との連携協力と協働の推進に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、生涯学習施策の推進に係る基本的事項

(組織)

第3条 審議会は、学識経験を有する者、社会教育を含む生涯学習及び学校教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに一般市民の中から、市長が委嘱する委員20人以内をもって組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が任期の途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、会長の決すると

ころによる。

- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(臨時委員)

第7条 特別の事項を調査させるため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、学識経験を有する者その他市長が必要と認める者の中から市長が委嘱する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(三鷹市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償条例の一部改正)

- 2 三鷹市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償条例（昭和27年三鷹市条例第68号）の一部を次のように改正する。

第2条中第97号を第98号とし、第96号の次に次の1号を加える。

(97) 生涯学習審議会委員

第3条第1項及び第4条ただし書中「第97号」を「第98号」に改める。

第7条第1項及び第9条中「第96号までの職員並びに第97号」を「第97号までの職員並びに第98号」に改める。

第11条中「報酬の併給を妨げない」を「報酬を併給しないことができる」に改める。

別表第2いじめ問題調査委員会委員の項の次に次のように加える。

生涯学習審議会委員	10,000円
-----------	---------

(三鷹市社会教育委員条例の一部改正)

- 3 三鷹市社会教育委員条例（昭和34年三鷹市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第207号」の右に「。以下「法」という。」を加える。

第2条から第4条までを次のように改める。

(職務)

第2条 委員は、法第17条に定めるところにより、社会教育に関する諸計画の立案、研究調査、

意見提出等の職務を行う。

- 2 委員は、法第13条に規定する社会教育関係団体に対する補助金の交付に関する事項について、調査審議を行う。

(組織)

第3条 委員は、学識経験を有する者、社会教育を含む生涯学習及び学校教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに一般市民の中から、三鷹市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する委員20人以内をもって組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が任期の途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第5条中「規定するものを除く」を「定めるものの」に改め、同条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(臨時委員)

第5条 特別の事項を調査させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、学識経験を有する者その他教育委員会が必要と認める者の中から教育委員会が委嘱する。

(三鷹市社会教育委員の任期の特例)

- 4 この条例の公布の日から施行日までの間に委嘱される三鷹市社会教育委員の任期は、前項の規定による改正後の三鷹市社会教育委員条例第4条の規定にかかわらず、2年以内の範囲で教育委員会が別に定めることができる。